第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成24年9月13日

開会中

場所 第 4 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済常任委員会会議記録

平成24年9月13日(木曜日)

午前10時34分開議 午前10時53分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補 正予算(第4号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 佐藤雅司 副委員長 浦 田 祐三子 委 員 村 上寅美 委 員岩 下 栄 一 委 員 平 野 みどり 委 員 髙 野 洋 介 委 員 髙 木 健 次 委 員 泉 広 幸

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一 政策審議監 出 田 貴 康 商工労働局長 森 永 政 英 新産業振興局長 高 義 幸 П 観光経済交流局長 松 岡岩 夫 首席審議員兼 敬 商工政策課長 木 村

商工政策課長 木 村 敬 商工振興金融課長 伊 東 英 典 労働雇用課長 大 谷 祐 次 産業人材育成課長 古 森 美津代 産業支援課長 奥 薗 惣 幸

エネルギー政策課長 山 下 慶一郎

企業立地課長 渡 辺 純 -

観光課長 小 原 雅 晶

首席審議員兼

国際課長 山 内 信 吾

くまもとブランド推進課長 坂 本 孝 広 企業局

局長 河 野 靖

次長兼

総務経営課長 古 里 政 信

工務課長 福 原 俊 明

労働委員会事務局

局長 柳 田 幸 子

審查調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦 政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時34分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから 第3回経済常任委員会を開会いたします。

7月の人事異動によりまして、田中前政策 審議監にかわりまして出田政策審議監が就任 され、また、出田前商工政策課長にかわりま して、木村商工政策課長が就任されましたの で、自己紹介をお願いします。

> (出田政策審議監、木村商工政策課長の 順に自己紹介)

○佐藤雅司委員長 それでは、本日、本委員 会に付されました議案等を議題とし、これに ついて審査を行います。

まず、平成24年7月12日熊本県広域大水害 に係る被害状況と本県の対応について、執行 部から御報告をいただいた後、議案等につい て執行部の説明を求め、その後一括して質疑 を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行 部の説明は着座のまま簡潔に行ってくださ い。

また、今回の委員会は本会議を休憩しての 委員会でありますので、委員の皆様の御協力 をよろしくお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長から総括説明 を行い、続いて各関係課長から順次説明をお 願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部の 災害関係予算に関する8月専決処分及び9月 補正に係る提出議案について、御説明申し上 げます。

7月12日に発生しました熊本広域大水害に係る商工観光労働部関係の被害状況につきましては、8市7町5村で、観光業、サービス業も含む商業分野で447件、建設業も含む工業分野で132件の被害が発生しており、被害総額は約47億6,500万円となっております。被害に遭われた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げますとともに、県としましても一日も早い復旧、復興に努力してまいりたいと思っております。

商工観光労働部におきましては、災害の影響を受けられた中小企業者の早期の経営安定、復興を図るため、今定例会において融資制度の拡充など専決処分の報告及び承認2件、9月補正予算1件について御提案申し上げております。

まず、8月専決処分としましては、金融円滑化特別資金の融資枠の追加等に要する経費や、阿蘇ソフトの村に係る応急復旧経費、風評被害を払拭するため、首都圏等での広報展開を図るための経費など、総額25億5,800万円余でございます。

また、融資枠の追加に伴う債務負担行為の 変更が1件ございます。 次に、9月補正予算としまして、災害により減少した観光客を呼び戻すためのキャンペーン活動に要する経費3,500万円を計上しております。

詳細につきましては担当課長から説明いた しますので、よろしく御審議いただきますよ うお願い申し上げます。

○木村商工政策課長 商工政策課でございま す。着座のまま失礼いたします。

こちらの横長の平成24年7月12日熊本広域 大水害に係る被害状況等についてという紙 で、御報告させていただきます。

この被害状況については、全部の委員会に おきましてこの統一した様式で、これまでの この2カ月間の県の対応等につきまして、各 委員の皆様に御報告差し上げるものでござい ます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。被害の概要ということで人的被害、冒頭きょうの知事の提案説明のほうにもありましたが、死者が23名、現在、行方不明の方がまだ2名おられるという状況でございます

また、住家被害につきましても、阿蘇市を 中心といたしまして全壊、半壊、床上、床下 で甚大な被害が生じたところでございまし て、県としてこの被害に対応するため復旧、 復興に向けて全力を挙げているところでござ います。

なお、被害額につきましては下の2ページをごらんいただきますと、711億円余でございまして、先ほど部長のほうからも御説明申し上げましたとおり、商工関係では47億6,500万円の被害が出ているところでございます。

おめくりいただきまして、3ページからで ございます。7月12日の深夜未明の大雨の発 生から、本県のとった対応につきまして簡単 に御説明申し上げますと、7月12日未明の大 雨を受けまして、直ちに災害対策本部を設置 させていただきました。自衛隊、消防、警察、また民間の事業者の方で特に建設業協会 の方などを中心に大変な御協力をいただきま して、人命の救助、捜索に全力を尽くしたと ころでございます。

また、直ちに、3つ目の丸になりますが、 県職員を情報連絡員として被災市町村のほう に派遣いたしまして、被災されている方々や 市町村のニーズをいただきながら、早急に情 報収集しながら逐次、さまざまな形で県職員 を投入していったという形の体制をとってい ったところでございます。

また、次のページ、下の4ページでございますが、翌13日には被災者生活再建支援法の適用を始めるとともに、政府調査団等の受け入れも行わせていただいたところでございます。

また、7月14日のところに、民間との連携 による避難所への物資、食事の提供の開始と いうのがございます。これにつきましては、 まさに商工関係でもございまして、24年の7 月ですね、後ほど申し上げますが、専決処分 におきまして総額1,000万円の予算の補正 を、この民間との連携による物資の提供に関 して予算の補正を行わせていただいておりま す。この1,000万円につきましては、災害救 助法の関係ということで、健康福祉部のほう で予算を一括計上して、厚生常任委員会のほ うで審議させていただいていることでござい ますが、商工観光労働部が民間企業との災害 物資協定に基づきまして、鶴屋さんですとか 県民百貨店さんですとか、またイオンさんと か、そうしたところから、例えば避難所のパ ーティションですとか、また食料、お弁当等 を緊急に調達いただいて、現場のほうに送ら せていただいている経費でございます。

続きまして最後、7月17日のところでは、 もう17日にすぐに金融相談窓口等を開設いた しまして、中小事業者のつなぎ資金等の相談 また、めくりまして5ページでございますが、18日からは、例えば建設業協会との連携による流木等の海岸漂着物の撤去に着手する

にも応じる体制を組ませていただきました。

による流木等の海岸漂着物の撤去に着手するなど、さらにもう1段手広くさまざまな支援策を講じたところでございまして、また衆議院の災害対策特別委員会の調査派遣の受け入れを行うとともに、政府に対する緊急要望を7月19、20日と行っていただきまして、20日には総理大臣がお越しになられております。

23日に災害対策のまず一発目の補正予算、 復旧、復興に向けて極めて緊急性の高い事業 ということで、35億6,100万円余を専決によ りまして組ませていただき、今回御報告させ ていただくものでございます。

また、6ページでございますか、7月31日 に商工関係も含めてでございますけれども、 まずは農林水産業に関しましての激甚災害指 定の指定を受けるとともに、商工関係につき ましては、阿蘇市につきまして中小企業に関 する特別助成の局部激甚災害の指定を受ける ことができました。なかなか、この商工関係 の激甚の指定は、商工関係の被害額が当該自 治体における年間の生産額の1割にならない と受けられないという極めて難しい指定では あったんですが、特に中小企業庁等々に御協 力をいただきまして、概算の形での被害の調 査の中から、阿蘇市につきましてはこれはも う36億円余りの被害額という数字をもとに、 激甚災害の局部激甚の指定を受けることが、 これ極めて、今回の九州北部豪雨では阿蘇市 だけですけれども、こうした指定を受けるこ とができました。

そうした中で、最後の7ページになりますが、災害対策の本格的な補正予算、特に観光 関係での、例えば風評被害対策ですとか、そうしたことも含めました補正予算なりを組ませていただきまして、「阿蘇は元気です!熊本は元気です!」キャンペーンを開設していただきまして、復旧、復興のほうにさらに踏 み込んだ形になって今回を迎えているところ でございます。

2カ月間の主な県の対応また被害状況等に つきまして、まず私のほうから御報告させて いただきました。以上でございます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課で ございます。

経済常任委員会説明資料4ページをお願いいたします。8月の専決処分について説明をさせていただきます。

中小企業振興費のうち、金融対策費について25億1,365万円余を増額しております。

内容につきましては、右の説明欄に記載しておりますように、被災した中小企業などの資金繰りの円滑化のために、制度融資の中の金融円滑化特別資金の融資枠を100億円追加するなどに要する経費でございます。

次に、小規模事業対策費補助につきまして 250万円の増額を行っております。内容につ きましては、被災した中小企業、小規模事業 者などに対する特別相談事業及び専門家派遣 に要する経費でございます。

以上、総計で25億1,615万円余を増額して おります。

次に、5ページをお願いいたします。

制度融資に係る債務負担行為の増額変更で ございます。金融円滑化特別資金の融資枠の 追加に伴い、県信用保証協会が保証債務の履 行をした場合の損失補償として9,600万円を 増額し、限度額を2億376万円とするもので ございます。

以上でございます。御審議のほど、よろし くお願いいたします。

○奥薗産業支援課長 産業支援課・奥薗でご ざいます。

6ページをお願いいたします。

阿蘇ソフトの村管理事業費として、1,210 万円を計上させていただいております。昭和 63年に阿蘇ソフトの村計画をつくっておりますが、その関連で高森町に約20~クタール弱の土地を県が所有しております。

7月12日末明からの豪雨によりまして、根子岳から大量の土石流が発生いたしましたが、この一部が用地内に流入いたしまして、約1ヘクタールの山林が崩壊するなどの被害を受けているところでございます。地元高森町とも現場を確認し協議しました結果、新たな流木や土石が流出するのを防ぎまして、今後2次被害を防止するための応急策が必要と判断されましたので、流木の撤去や土のうの設置等の応急工事に着手しておるところでございます。これに係る経費につきまして、8月に専決処分を行い措置をしておりますので、その御報告と承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○小原観光課長 観光課でございます。

観光課においては、熊本広域大水害関連事業として、説明資料7ページの8月の専決処分と、資料2ページ9月補正分がございますので、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、7ページをお願いいたします。

8月専決処分についてですが、熊本広域大水害に伴う風評被害払拭のための広報活動に要する経費として、3,000万円を計上させていただいております。

水害発生後から8月初めにかけては、マスメディアや国内外の旅行会社などに正確な被災状況を発信したり、博多駅で観光イベントを開催するなど、風評被害対策への取り組みを行ってまいりました。

今回の8月の専決処分の事業により、8月 最も多くの観光客が見込まれるお盆期間前の 8月8日から、「阿蘇は元気です!熊本は元 気です!」をテーマとした広報展開事業を実 施することができました。

事業の内容といたしましては、福岡、関

西、首都圏を中心に、新聞やテレビスポット、電車内の中吊り広告、旅行会社店頭での PRなど、この夏、阿蘇、熊本を訪れてもら えるよう、さまざまな広報活動を積極的に展 開してまいりました。

その結果、激減しておりました観光客数が徐々にふえてきており、特に被害の大きかった阿蘇内牧では、営業している宿泊施設の利用客が一時期8割程度までに回復するなど、一定の成果があったものと実感しているところでございます。

しかしながら、各温泉地を中心にいまだ本格的な回復には至っていない状況であり、引き続き風評被害を払拭するための広報活動等を展開し、観光客の回復に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2ページお願いいたします。

今回の9月補正につきましては、具体的に本県への観光客を、観光客の呼び込みにつながるキャンペーン活動に要する経費として、3,500万円を計上させていただいております。

事業の内容といたしましては、大手旅行会 社やJRとタイアップし、阿蘇を中心として 県内各地域の観光地を組み合わせた新たな旅 行商品の造成、販売を促進するための取り組 みや、また、インターネットでの営業を中心 とする旅行会社や旅行情報誌とのタイアップ キャンペーンに要する経費でございます。

今年度予定しておりました観光キャンペーンに加え、これらのキャンペーンを今年度いっぱい、来年3月まで実施することで、県内への観光客の増加に向けた取り組みをさらに進めていくこととしております。

以上、8月専決処分の報告につきまして、 御承認のほどをお願いするとともに、9月補 正につきましてよろしく御審議のほどお願い いたします。以上でございます。 ○佐藤雅司委員長 以上で、執行部の説明が 終了いたしましたので、質疑を受けたいと思 います。

なお、再度申し上げて恐縮でございますが、今回の委員会は本会議を休憩しての委員 会でございますので、質疑は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。委員の 皆様の御協力を、よろしくお願いいたしま す。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 課長、6ページの7月31日 に激甚災害の指定ということを、熊本、阿蘇 市のみだということですけれども、これは北 部九州というくくったところで一応タイトル が出ておるわな。だから、例えば熊本県以外 はどこもないの。

○木村商工政策課長 今回の九州北部水害に おける商工関係に関する市町村単位での激甚 としては、阿蘇市だけです。

○村上寅美委員 商工関係の……。

○木村商工政策課長 激甚災害の指定につきましては、土木の分野ですとか農林水産の分野ですとか、その中でいわゆる経産省の中小企業庁が所管する中小企業に関する特例措置の対象は、阿蘇市だけです。

○村上寅美委員 では、ここではほかのこと はわからぬということだな。

○木村商工政策課長 県内のほかの自治体に つきましても、当然、我々は調査をさせてい ただきました。

それで、先ほどちょっと御説明を申し上げたとおりで、年間のその生産額に対して被害額が1割に達しなければいけないということで、残念ですけれども熊本市とかほかの周辺

の自治体ではその水準までは達していなかったというところです。

○村上寅美委員 僕が聞いているのは、例えば福岡県の一部とか北部九州というところでくくったところで、商工だけでもいいけれども、その激甚指定はなかったの。阿蘇市だけと書いてあるから、そこをちょっと確認したいだけだ。

○木村商工政策課長 最新での正確な情報 は、再度確認して御報告させていただきま す。

- ○村上寅美委員 はい、いいです。
- ○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号、第5号及び第6号について、一 括して採決したいと思いますが、御異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、採決 をいたします。

議案第1号、第5号及び第6号について、 一括して原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外2件については、原案 のとおり可決または承認することに決定をい たしました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。 最後に、九州北部豪雨に係る要望書が1件 提出されております。お手元に写しを配付し ておりますので、後でごらんいただきたいと 思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。 午前10時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

経済常任委員会委員長